

東京・9条まつり ^{2010年}11月13日(土) プレ企画

東京の宝

温泉つき

五日市憲法草案 再発見ツアー ツアーガイド



写真は草案が見つかった深澤家の土蔵(発見当時)

2010年9月19日(日)

主催:あきる野9条の会

後援:「五日市憲法を東京の宝に」の会(五憲の会)

- ◆2010年9月19日(日) JR 武蔵五日市駅前 10時集合
- ◆参加者受付・資料配布(ツアーガイド、小冊子・鈴木富雄著「今、五日市憲法が輝く」)

オープニングセレモニー

司会:あきる野9条の会 華房千代子さん
あいさつ:あきる野9条の会代表 瀬沼辰正さんあいさつ
解説者の(地元の研究者)鈴木富雄さん紹介
スケジュール紹介:あきる野9条の会事務局長 前田眞敬さん

スケジュール(時間は変わる事があります)

- 10:15 出発→卓三郎が教師をした勸能学校跡→市神様→草案資料が展示してある五日市郷土館、→青年が学んだ開光院→五日市憲法草案記念碑→内山安兵衛墓地などを見学
 - 12:00 昼食休憩(地図参照)日本ソバ、中華など希望に応じて分散昼食
 - 13:10 市役所出張所・草案記念碑付近に集合
車に分乗し草案が眠っていた深澤家跡(土蔵、権八の墓など)を見学
 - 14:00 見学後ツアーのまとめをして 温泉A組と、帰宅B組の車に分乗
 - 温泉行きA組は秋川溪谷・瀬音の湯へ、
 - 帰宅B組は武蔵五日市駅へ
- 温泉組は入浴懇談(約2時間30分)して帰りは、瀬音の湯 16:56 発の路線バスにのり武蔵五日市駅で 17:21 発のあきがわ号・新宿行きへ乗車予定

見学ポイント(地図、小冊子を参照)

メモ

午前の部

1. 勸能学校跡:千葉卓三郎が赴任した学校跡地 (五日市小学校の前身)
2. 市神様:五日市が市場町として発展したあかし。近くに炭問屋だった家 (現在はソバ屋・寿美屋) がある
3. 五日市郷土館:五日市憲法草案関係の資料などを展示
4. 開光院:若者が論議した五日市学芸講談会の会場となったお寺
5. 五日市憲法草案記念碑:草案の**抜粋の6条**が刻まれている。同じ記念碑が仙台市(千葉卓三郎墓所)、元・志波姫町(現・栗原市・千葉卓三郎生誕の地)にある
6. 和泉屋裏門
7. 阿伎留神社
8. 内山安兵衛墓地(キリスト教):16歳で五日市学芸講談会に参加。当時の五日市第一の資産家で、24歳でキリスト教の洗礼をうける。内山家屋敷の下を流れる秋川で洗礼をうけた。今でも耶蘇淵の名が残る
9. 内山家屋敷跡

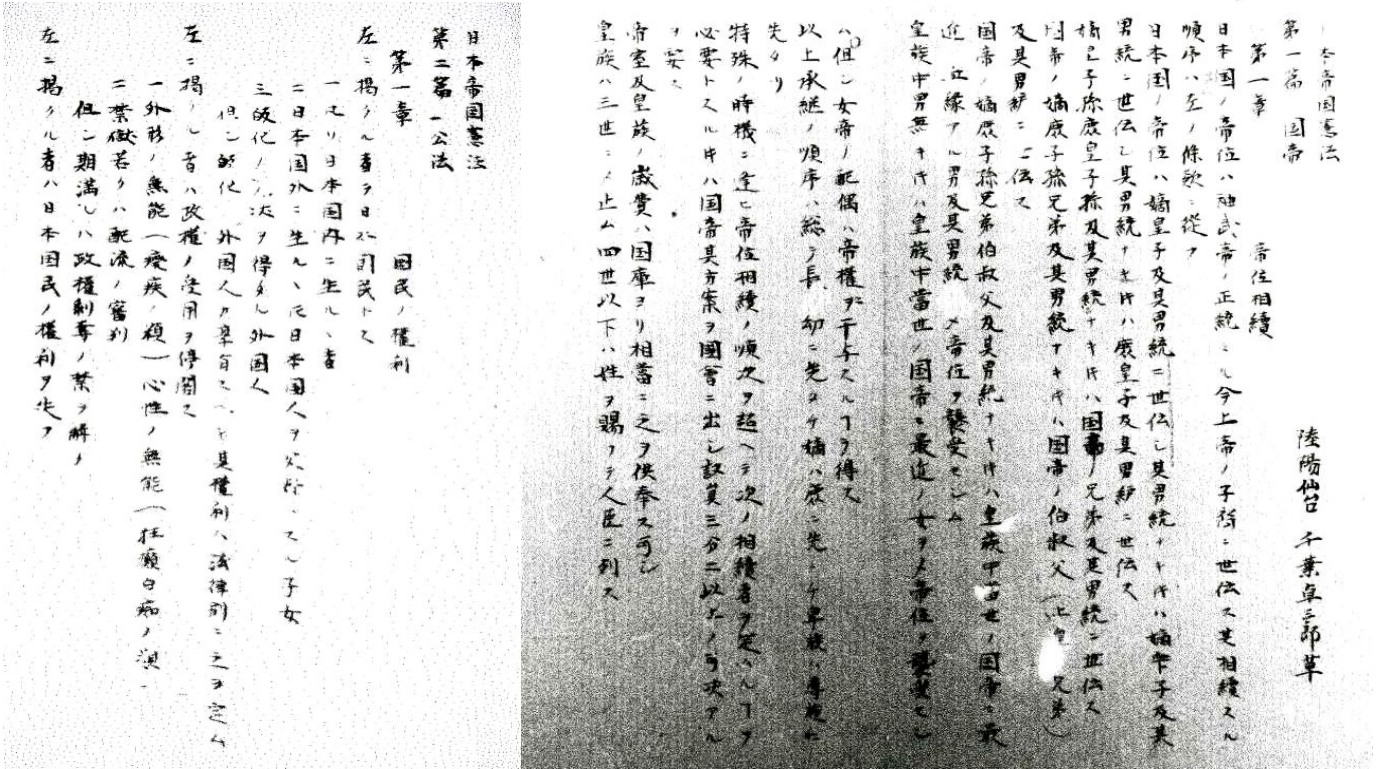
昼食休憩 午後の集合時間を地図に記入してください。

午後の部

五日市憲法草案が発見された深澤家跡地(土蔵、深澤権八の墓など)
ツアーのまとめ

午前の地図

午後の地図



日本帝国憲法(五日市憲法草案)部分

(全文二〇四条)

第二篇 公法

第一章 国民ノ権利

- 四二 左ニ掲クル者ヲ日本国民トス
 - 一 凡ソ日本国内ニ生ルハ者
 - 二 日本国外ニ生ルハモ日本人ヲ父母トスル子女
 - 三 帰化ノ許状ヲ得タル外国人
但シ帰化ノ外国人カ享有スヘキ其権利ハ法律別ニ之ヲ定ム
- 四三 左ニ掲クル者ハ政權ノ受用ヲ停閣ス
 - 一 外形ノ無能(痲疾ノ類) 心性ノ無能(狂癲白痴ノ類)
 - 二 禁獄若クハ配流ノ審判
但シ期滿レハ政權剥奪ノ禁ヲ解ク
- 四四 左ニ掲クル者ハ日本国民ノ権利ヲ失フ
 - 一 外国ニ帰化シ外国ノ籍ニ入ルモノ
 - 二 日本帝国ノ允許ヲ經スシテ外国政府ヨリ官職爵位称号若クハ恩賞禁ヲ受クル者
- 四五 日本国民ハ各自ノ権利自由ヲ達ス可シ他ヨリ妨害ス可ラス且国法之ヲ保障ス可シ
- 四六 日本国民ハ国憲許ス所ノ財産知識アル者

- ハ国事政務ニ参与シ之レカ可否ノ發言ヲナシ之ヲ議スルノ權ヲ有ス
- 四七 凡ソ日本国民ハ族籍位階ノ別ヲ問ハス法律上ノ前ニ對シテハ平等ノ權利タル可シ
- 四八 凡ソ日本国民ハ日本全国ニ於テ同一ノ法典ヲ準用シ同一ノ保護ヲ受ク可シ地方及門閥若クハ一人一族ニ与フルノ時權(ママ)アルコトナシ
- 四九 凡ソ日本国民ニ在住スル人民ハ内外国人ヲ論セス其身体生命財産名誉ヲ保固ス
- 五〇 法律ノ条規ハ其効ヲ既往ニ及ホスコトアル可ラス
- 五一 凡ソ日本国民ハ法律ヲ遵守スルニ於テハ万事ニ就キ予メ檢閲ヲ受クルコトナク自由ニ其思想意見論說図繪ヲ著述シ之ヲ出版頒行シ或ハ公衆ニ對シ講談討論演說シ以テ之ヲ公ニスルコトヲ得ヘシ
但シ其弊害ヲ抑制スルニ須要ナル処分ヲ定メタルノ法律ニ對シテハ其責罰ヲ受任ス可シ
- 五二 凡ソ思想自由ノ權ヲ受用スルニ因リ犯ス所ノ罪アルトキハ法律ニ定メタル時機并ニ程式ニ循拠シテ其責ヲ受ク可シ著刻犯(ママ)ノ輕重ヲ定ムルハ法律ニ定メタル特例ヲ除クノ外ハ陪審官之ヲ行フ
- 五三 凡ソ日本国民ハ法律ニ拠ルノ外ニ或ハ疆

テ之ヲ為サシメラレ或ハ疆テ之ヲ止メシメラ
ルハ等ノコトアル可ラス

五四 凡ソ日本国民ハ集会ノ性質或数人連署或
ハ一個人ノ資格ヲ以テスルモ法律ニ定メタル
程式ニ循拠シ皇帝国会及何レノ衙門ニ向テモ
直接ニ奏呈請願又上書建白スルヲ得ルノ權ヲ
有ス
但シ該件ニ因テ牢獄ニ囚附セラレ或ハ刑罰ニ
処セラルハコトアル可ラス若シ政府ノ処置ニ
関シ又国民相互ノ事ニ関シ其他何ニテモ自己
ノ意ニ無理ト思考スルコトアレハ皇帝国会何
レノ衙門ニ向テモ上書建白請願スルコトヲ得
可シ

五五 凡ソ日本国民ハ華士族平民ヲ論セス其才
徳器能ニ応シ国家ノ文武官僚ニ拝就（ママ）
スル同等ノ權利ヲ有ス

五六 凡ソ日本国民ハ何宗教タルヲ論セス之ヲ
信仰スルハ確認ノ自由ニ任ス然レドモ政府ハ
何時ニテモ国安ヲ保シ及各宗派ノ間ニ平和ヲ
保存スルニ応当ナル処分ヲ為スコトヲ得
但シ国家ノ法律中ニ宗旨ノ性質ヲ負ハシムル
モノハ国憲ニアラサル者トス

五七 凡ソ何レノ劳作工業農耕ト雖ドモ行儀風
俗ニ戻リ国民ノ安寧若クハ健康ヲ傷害スルニ
非レハ之ヲ禁制スルコトナシ

五八 凡ソ日本国民ハ結社集会ノ目的若クハ其
社会ノ使用スル方法ニ於テ国禁ヲ犯シ若クハ
国難ヲ醸スヘキノ状ナク又戎器ヲ携フルニ非
スシテ平穩ニ結社集会スルノ權ヲ有ス
但シ法律ハ結社集会ノ弊害ヲ抑制スルニ須要
ナル処分ヲ定ム

五九 凡ソ日本国民ノ信書ノ秘密ヲ侵スコトヲ
得ス其信書ヲ勾収（ママ）スルハ現在ノ法律
ニ依リ法ニ適シタル拿捕又ハ探索ノ場合ヲ除
クノ外戦時若クハ法衙ノ断案ニ拠〔ル〕ニ非
レバ之ヲ行フコトヲ得ス

六〇 凡ソ日本国民ハ法律ニ定メタル時機ニ際
シ法律ニ定示セル規程ニ循拠スルニ非レハ之
ヲ拘引召喚囚捕禁獄或ハ強テ其屋戸鎖ヲ打開
スルコトヲ得ス

六一 凡ソ日本国民各自ノ住居ハ全国中何〔如〕
ニテモ其人ノ自由ナル可シ而シテ他ヨリ之ヲ
侵ス可ラス若シ家主ノ承允ナク或ハ家内ヨリ
招キ呼フコトナク又火災水災等ヲ防御スル為
ニ非スシテ夜間人ノ家ニ侵シ入ルコトヲ得ス

六二 凡ソ日本国民ハ財産所有ノ權ヲ保固ニス
如何ナル場合ト雖ドモ財産ヲ没収セラルハコ
トナシ公規ニ依リ其公益タルヲ証スルモ仍ホ

時ニ応シスル至当ナル前価ノ賠償ヲ得ルノ後
ニ非レハ之レカ財産ヲ買上ラルハコトナカル
可シ

六三 凡ソ日本国民ハ国会ニ於テ決定シ国帝ノ
許可アルニ非レハ決シテ租税ヲ賦課セラルハ
コトナカル可シ

六四 凡ソ日本国民ハ当該ノ裁判官若クハ裁判
所ニ非レハ縱令既定ノ刑法ニ依リ又其法律ニ
依リ定ムル所ノ規程ニ循フモ之ヲ糺治裁審ス
ルコトヲ得ス

六五 法律ノ正条ニ明示セル所ニ非レハ甲乙ノ
別ヲ論セス拘引逮捕糺弾処刑ヲ被ルコトナシ
且ツ一タヒ処断ヲ得タル事件ニ付再次ノ糺弾
ヲ受ク可ラス

六六 凡ソ日本国民ハ法律ニ掲ケル場合ヲ除ク
ノ外之ヲ拿捕スルコトヲ得ス又拿捕スル場合
ニ於テハ裁判官自ラ署名シタル文書ヲ以テ其
理由ト効告者ト承認ノ名ヲ被告者ニ告知ス可
シ

六七 總テ拿捕シタル者ハ二十四時間内ニ裁判
官ノ前ニ出スコトヲ要ス拿捕シタル者ヲ直ニ
放免スルコト能ハサルトキニ於テハ裁判官ヨリ
其理由ヲ明記シタ〔ル〕宣告状ヲ以テ該犯
ヲ禁錮ス可シ右ノ宣告ハ力（つと）〔メテ〕可
能的迅速ヲ要シ遅クモ三日間内ニ之ヲ行フ可
シ
但シ裁判官ノ居住ト相鄰接スル府邑村落ノ地
ニ於テ拿捕スルトキハ其時ヨリ二十四時間内
ニ之ヲ告知ス可シ若シ裁判官ノ居住ヨリ遠隔
スル地ニ於テ拿捕スルトキ〔ハ〕其距離遠近
ニ準シ法律ニ定メタル当応ノ期限内ニ之ヲ告
知ス可シ

六八 右ノ宣告状ヲ受ケタル者ノ求ニ因リ裁判
官ノ宣言シタル事件ヲ遲滞ナク控訴シ又上告
スルコトヲ得ヘシ

六九 一般犯罪ノ場合ニ於テ法律ニ定ムル所ノ
保釈ヲ受クル權ヲ有ス

七〇 何人モ正当ノ裁判官ヨリ阻隔セラ〔ル〕ハ
コトナシ是故ニ臨時裁判所ヲ設立スルコトヲ
得可ラス

七一 国事犯ノ為ニ死刑ヲ宣告サルハコトナカル
可シ

七二 凡ソ法ニ違フテ命令シ又放免ヲ怠リタル
拿捕ハ政府ヨリ其損害ヲ被リタル者ニ償金ヲ
払フ可シ

七三 凡ソ日本国民ハ何人ニ論ナク法式ノ徵募
ニ膺リ兵器ヲ擁シテ海陸ノ軍伍ニ入り日本国
ノ為ニ防護ス可シ

七四 又其所有財産ニ此率（ママ）シテ国家ノ
負担（公費租税）ヲ助クルノ責ヲ免ル可ラス
皇族ト雖ドモ税ヲ除免セラルハコトヲ得可ラ
ス

七五 国債公債ハ一般ノ国民タル者其負担ノ責
ヲ免ル可ラス

七六 子弟ノ教育ニ於テ其学科及教授ハ自由ナル
者トス然レドモ子弟小学ノ教育ハ父兄タル
者ノ免ル可ラサル責任トス

七七 府県令ハ特別ノ国法ヲ以テ其綱領ヲ制定
セラル可シ府県ノ自治ハ各地ノ風俗習例ニ
因ル者ナルカ故ニ必ラス之ニ干涉妨害ス可
ラス其権域ハ国会ト雖ドモ之ヲ侵ス可ラサ
ル者トス

第三篇 立法権

第一章 民撰議院

七八 民撰議院ハ撰挙会法律ニ依リ定メタル規
程ニ循ヒ撰挙ニ於テ直接投籤法ヲ以テ単撰シ
タル代民議院ヲ以テ成ル

但シ人口二十万人ニ付一員ヲ出ス可シ

七九 代民議員ノ任期三カ年トシニカ年毎ニ其
半数ヲ改選ス可シ

但シ幾任期モ重撰セラルハコトヲ得

八〇 日本国民ニシテ俗籍ニ入り（神官僧侶教
導職耶蘇宣教師ニ非ル者ニシテ）政権民権ヲ
享有スル満三十歳以上ノ男子ニシテ定額ノ財
産ヲ所有シ私有地ヨリ生スル歳入アルコトヲ
証明シ撰挙法ニ定メタル金額ノ直税ヲ納ルハ
文武ノ常識ヲ帯ヒサル者ハ撰挙法ニ遵ヒテ議
員ニ撰挙セラルハコトヲ得〔ス〕

八一 凡ソ此ニ掲ケタル分限ト要款トヲ備具ス
ル日本国民ハ被選挙人ノ半数ハ其区内ニ限り
其半数ハ何レノ県ノ区ニモ通シテ選任セラ
ルハコトヲ得

但シ元老院ノ議官ヲ兼任スルコトヲ得ス

八二 代民議員ハ（撰挙セラレタル地方ノ総代
ニ非ス）日本全国民ノ総代人ナリ故ニ撰挙人
ノ教令ヲ受クルヲ要セス

八三 婦女未成年者治産ノ禁ヲ受ケタル者白痴
瘋癲ノ者住居ナクシテ人ノ奴僕雇傭タル者政
府ノ助成金ヲ受クル者及常時犯罪ヲ以テ徒刑
一ヶ年以上実決ノ刑ニ処セラレタル者又稟告
サレタル失踪人ハ代民議員ノ撰挙人タルコト
ヲ得ス

八四 民撰議院ハ日本帝国ノ財政（租税 国債）
ニ関スル方案ヲ起草スルノ特権ヲ有ス

八五 民撰議院ハ往事ノ施政上ノ検査及施政上

ノ改正ヲ為スノ権ヲ有ス

八六 民撰議院ハ行政官ヨリ出セル起議ヲ討論
シ又国帝ノ起議ヲ改竄スルノ権ヲ有ス

八七 民撰議院ハ緊要ナル調査ニ関シ官吏並ニ
人民ヲ召喚スルノ権ヲ有ス

八八 民撰議院ハ政事上ノ非違アリト認メタル
官吏（執務官 参議官）ヲ上院ニ提喚弾劾スル
特権ヲ有ス

八九 民撰議院ハ議員ノ身上ニ関シ左ノ事項ヲ
処断スルノ権ヲ有ス

一 議員民撰議院ノ命令規則若クハ特権ニ
違背スル者

二 議員撰挙ニ関スル訴訟（以下略）

第五篇

第一章 司法権（一部）

一九四 国事犯ノ為ニ死刑ヲ宣告ス可ラズ。又
其罪ノ事実ハ陪審官之ヲ定ム可シ

学芸講談会盟約

第一章 会則

第一条 本会ハ名ヲ学芸講談会ト云フ

第二条 本会ハ万般ノ学芸上ニ就テ講談演説或
ハ討論シ以テ各自ノ智識ヲ交換シ氣力ヲ興奮
セン事ヲ要ス

第三条 本会ハ日本現今ノ政事法律ニ関スル事
項ヲ講談論議セズ

第四条 本会ハ時時他ヨリ高尚ノ人物ヲ聘シ講
談演説ヲナサシム

第五条 会員ハ各自智識ノ進歩ヲ計ラン為メ本
会ニ備ヘ置ク書籍ヲ閲読スルヲ得但シ貸借法
ニ従フ可シ

第六条 会員タルモノハ品行ヲ方正ニシ世ノ信
ニ背カザラン事ヲ要ス

第七条 本会ハ当分ノ内五日市町ニ本組ヲ設ケ
各地ニ支組ヲ置ク

但シ各地方ノ名称ニ従フ

第八条 本会ノ主義ヲ拡張センタメ時トシテ遊
説委員ヲ各地ニ派出スル事アルベシ

第二章 細則

第九条 会務ヲ整理センタメ公撰ヲ以テ正副名
主各一名年寄五名勘定方二名組頭若干名ヲ置
ク

一款 正副名主ハ本会ノ全体ニ係ハル事務ヲ
管ス

二款 年寄ハ会中ノ利害ニ関スル重要ノ事件

ヲ會議ス
三款 勘定方ハ一切ノ會計及ヒ所有品監護等ノ諸事ヲ掌ドル
四款 組頭ハ常ニ其組ヲ管シ兼テ本会ノ議事ニ參シ本会ノ事業ヲ翼賛ス
第十条 盟約ヲ修正シ又ハ役員ヲ改撰セントメ半年毎ニ一回ノ總會議ヲ開ク
但シ期日ハ名主之ヲ定ム
第十一条 会員タラント欲スル者ハ組頭ノ承認ヲ得自ラ会員名簿ヘ署名スベシ
第十二条 本会ハ毎月一日十一日二十一日ヲ以テ適宜ノ場所ニ開ク
但シ名主ノ見込ヲ以テ延期シ或ハ臨時開会スル事アルベシ
第十三条 会費ハ分テ二トナシーヲ定費トシーヲ臨時費トナシ定費ハ毎月金五錢ヲ徴シ臨時費ハ支払決算ノ上徴収ス
第十四条 勘定方ハ出納帳ヲ製シ半年毎ニ其精算ヲ見スベシ
第十五条 名主ハ入会退会者アル毎ニ之ヲ会員ニ知ラスベシ
第十六条 組頭ハ出席名簿ヲ製シ毎会々員ノ出席ヲ記ス
第十七条 開会ノ当日講談演説ヲナサントスル者ハ豫メ該題ヲ年寄ニ届ケ年寄ハ之ヲ会場ニ掲出スベシ
第十八条 以上議定スル所ノ盟約ヲ遵守セザル者ハ名主之ヲ年寄會議ニ問ヒ其可決ニヨリテ処分ス
但シ一旦退会ノ処分ヲ受ケシモノハ三十日以上謹慎ヲ表スルノ後ニ非レバ再ビ本会ニ入ルヲ得ズ

附 則

第一条 凡ソ人ハ公平無私ニシテ人ヲ愛ス己ノ如クナルベキハ固ヨリ論ナク殊ニ我会員ハ俱ニ共ニ自由ヲ開拓シ社会ヲ改良スルノ重キニ任シ百折不撓千挫不屈ノ精神ヲ同クスルノ兄弟骨肉ナレハ特ニ互ニ相敬愛親和スル事一家親族ノ如クナルベシ
第二条 会員ハ互ニ艱難相救ヒ緩急相援ケ疾病災変ノ事アレバ相互ニ慰安スベシ
第三条 会員ニシテ会外ヨリ被告セラルル事アレバ其民刑大小ヲ論セス必ス先ツ之ヲ本会ノ組頭ニ告ケ組頭之ヲ年寄ニ謀リ年寄之ヲ会員中法律ニ明カナル者ト特議シ以テ其答弁方ヲ指諭スヘシ
第四条 会員中相互ニ起訴スベキ事件アレハ其民刑大小ヲ論セス必ス先ツ之ヲ本会ノ組頭ニ

訴ヘ組頭之ヲ年寄ニ議シ年寄之カ調停勸解或ハ審理裁判ヲナス可シ
第五条 若シ其調停勸解或ハ審理裁判ヲ以テ不当ナリト思惟スルトキハ双方共更ニ之ヲ政府ノ法衙ニ鳴ス亦固ヨリ妨ゲナシ
第六条 会員ニシテ会外ヨリ本会ニ被告セラレシトキト雖トモ亦第四条第三条ノ例ニ従フ
第七条 会員中ニ於テ汚名不徳ノ流言物議ヲ受クル者アレバ年寄為ニ再三規諒ヲ加ヘ若シ其実ナキカ或ハ懊悔ノ情ナシト認ムルトキハ盟約本則第十八条ニ照ラシテ処分スヘシ

東京・9条まつり 2010年 11月 13日

11月13日 11:00~19:30

大田区産業プラザ PIO

(あきる野からバスで参加します)

民衆がつくったもうひとつの憲法
五日市憲法草案の部屋

時間 11:30~13:30

会場 6階会議室C

DVD 五日市憲法草案再発見ツアー

紙芝居 千葉宅三郎の青春

講演 新井勝紘氏(草案の発見者、現専修大学文学部教授)

主催:「五日市憲法草案を東京の宝に」の会
(略称 五憲の会)

…ブース出展も…

五憲の会/東大和、光が丘(練馬)、あきる野9条の会がブース出展します。

何が出るかお楽しみに！。

.....

みんなで成功させよう 東京9条まつり

行く人も 行かない人も

成功協力券1000円(個人募金)に

ご協力をお願いします!

憲法九条で平和を守る
あきる野9条の会

発行/2010年9月19日

事務局 〒197-0814

あきる野市二宮 1421-4

電話 042-558-7857 (前田)

あきる野9条の会のHP&ブログをご覧ください。

で見られます